

公益財団法人 世界こども財団
コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人世界こども財団（以下「当財団」という。）が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令等の遵守をいう。以下同じ。）上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 理事は、誠実に、かつ率先してコンプライアンスに取り組み、この法人全ての役職員（委託職員、出向職員、臨時雇用職員を含み、以下「役職員」という。）その他外部委託業者等、この法人の事業活動に関わる者（以下役職員を含め「役職員等」という。）のコンプライアンスに関する意識の向上に努め、コンプライアンス態勢の確立と実践の責任を担う。
- 2 理事会は、この法人の業務運営全般について、コンプライアンスという観点から議論を行うとともに、コンプライアンスについて、具体的、積極的に関与する。
 - 3 役職員等は、コンプライアンスを重視し、良識ある行動を心掛け、誠実かつ公正に業務を遂行する。

(組織)

第3条 当財団のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) 当財団の事務局にコンプライアンス担当責任者

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、理事長が任命する。コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会に対し、この法人のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。

- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当理事の役割、権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策の検討と実施
 - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討
 - (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
 - (5) コンプライアンスに対する内部監査の結果を踏まえた改善
 - (6) その他、理事会が諮問したコンプライアンスに関わる事項

(報告・連絡・相談ルート)

第5条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事またはコンプライアンス担当責任者に報告する。

- 2 コンプライアンス担当責任者は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。

- 3 コンプライアンス担当理事は、前2項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知った時は、事実関係の調査を行い、対応方針を検討する。

(コンプライアンスのための教育)

第6条 当財団は、必要に応じて役職員等に対してコンプライアンスに関する研修を行うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和5年3月1日から施行する。